

# 学校法人 千葉経済学園寄附行為

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人千葉経済学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市稻毛区轟町4丁目3番30号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行ない、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 千葉経済大学大学院 経済学研究科（修士課程）
- (2) 千葉経済大学 経済学部 経済学科 経営学科
- (3) 千葉経済大学短期大学部 ビジネスライフ学科 こども学科
- (4) 千葉経済大学附属高等学校 全日制課程（普通科・商業科及び情報処理科）

### 第3章 役員及び理事会

#### (役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上13人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち1人以上2人以内を常任理事とし、理事総

数の過半数の議決により選任する。常任理事の職を解任するときも、同様

とする。

4 常任理事のうち1人を副理事長とすることができます。

#### (理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 千葉経済大学の学長、千葉経済大学短期大学部の学長及び千葉経済大学附属高等学校の校長

(2) 評議員のうちから理事会において選任した者1人以上2人以内

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者6人以上8人以内

2 前項の第(1)号及び第(2)号の理事は、学長若しくは校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項（1）号の理事を兼務する者がある場合は、第5条（1）号の理事の数から、兼務数を減じた数とする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

第7条の2 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第(1)号に掲げる理事を除く。以下の条文において同じ）の任期は、4年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長・副理事長及び常任理事にあっては、その職務を含む。）を行なう。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長及び常任理事の職務)

第12条 副理事長及び常任理事は、理事長を補佐するとともに、この法人を代表し、その業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長、副理事長及び常任理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長又は理事長が指名した常任理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会

を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対し、あらかじめ会議開催の場所及び日時並びに会議の付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 8 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。た

だし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員 (評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、27人以上31人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議する事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、あらかじめ会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指名した評議員が議長の職務を代理し、又は議長の職務を行なう。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならぬ。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聽かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。以下同じ。）の支給の基準

- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認め  
るもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執  
行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又  
は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員及びその他の職員を  
含む）のうちから理事会において選任した者4人以上5人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうち  
から、理事会において選任した者3人以上4人以内
- (3) この法人の設置する学校に在籍する学生及び生徒の保護者等のうち  
から、理事会において選任した者3人以上4人以内
- (4) この法人の事業に理解のある学識経験者のうちから、理事会において  
選任した者17人以上18人以内

2 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、この法人の職員及び保護者等  
の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに

要する資金とし、別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、別紙財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、試験料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行なう。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する借入金を除く）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、寄附行為並びに前項の書類、監査報告書及び役員に対する報

酬等の支給の基準を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員に対する報酬等)

第37条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又はその他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併するときは、理事会において理事総数の3分の2以

上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補 則

(責任の免除)

第44条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、学校法人千葉経済学園の掲示場に掲示して行なう。

(施行規則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則 この改正は昭和29年3月12日から施行する。

(第4条)

附 則 この改正は昭和40年1月17日から施行する。

(第1条、第2条、第4条、第23条、第29条)

附 則 この改正は昭和41年3月2日から施行する。

(第4条、第29条)

附 則 この改正は昭和42年6月25日から施行する。

(第31条)

附 則 この改正は昭和43年3月15日から施行する。

(第1条、第3条を除き全面改正・整備)

附 則 この改正は昭和46年4月1日から施行する。

(第4条)

附 則 この改正は昭和52年1月10日から施行する。

(第4条)

附 則 この改正は昭和62年12月23日から施行する。

(第4条、第5条、第6条、第17条、第21条)

附 則 この改正は昭和63年12月22日から施行する。

(第4条)

附 則 この改正は千葉市の行政区画変更に伴い平成4年4月1日から施行する。

(第2条)

附 則 平成4年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成5年4月1日から施行する。

(第4条、第6条、第17条、第21条)

附 則 平成5年3月19日文部大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成5年4月1日から施行する。

(第4条)

附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

(第4条)

附 則 平成15年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成15年4月1日から施行する。

(第4条)

附 則 平成16年3月25日の理事会決議のこの寄附行為の改正は、平成16年4月1日から施行する。（第4条）

ただし、千葉経済大学短期大学部の初等教育科は、平成16年3月

31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、  
存続するものとする。

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年7月13日）  
から施行する。

附 則 この寄附行為は、理事会承認の日（平成19年5月31日）から施行  
する。（第4条）

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年4月23日）  
から施行する。（第4条）

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年8月6日）  
から施行する。（第19条、第23条）

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年6月2日）  
から施行する。（第4条）

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年10月11日）  
から施行する。（第35条）

附 則 令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月  
1日から施行する。（第7条、第7条の2、第8条、第9条、第10条、  
第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第2  
3条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、  
第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第3  
9条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、  
第46条、47条）

附 則 令和4年3月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月

1日から施行する。(第16条、第18条、第19条、第20条)

附 則 令和5年2月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月

1日から施行する。(第6条、第23条)